

第1号議案

規制の特例措置に係る新規提案事項について

協議事項

国に対し新たな規制の特例措置の提案を行うにあたり、総合特別区域法第19条第1項に基づき、下記の①から⑨までを第二次協議（秋協議）の新規提案事項とする。

ただし、今後の調整において検討の熟度が低いと判断された事項については、国との協議の実施を見送るものとする。

- ① 外国人ビジネスマンの生活環境充実のためのサービスアパートメントに係る旅館業法の特例
- ② 非常時対応の医薬品等保管の特例措置
- ③ 外国人ビジネスマン向けの職住一体型ワークスタイル提供のための建築基準法の特例
- ④ 特定国際戦略事業の拡大
- ⑤ 経済連携協定（EPA）に基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者として来日した人材の活用
- ⑥ 市街地再開発事業に係る一団地全員同意規定の撤廃
- ⑦ 航空法に基づく建築物の高さ制限の緩和（航空法49条のただし書運用の拡大）
- ⑧ 公開空地等における建築物整備に係る超高層ビル本体への現行建築基準法適用除外（既存遡及）
- ⑨ 次世代パーソナルモビリティの公道利用の特例